

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 6. 10 第 189 回国会第 22 号

6 月 10 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 43 号）

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外 5 名提出、衆法第 22 号）

・塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者井坂信彦君（維新）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

とかしきなおみ君（自民）

- ・労働者派遣法改正案は、常用代替防止を維持するとしながら、正社員を目指す派遣労働者に配慮する規定を設けており、矛盾しているように見えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・労働者派遣法改正案に規定されている雇用安定措置は 26 業務以外の派遣労働者に対しても雇用の安定を図るものであり、現行法より格段に雇用の安定が進むと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案について同一労働同一賃金の方向性は理解するが、その実現には解決すべき課題が多いため、最初から均等待遇を目指すのではなく、まず均衡待遇を目指すのが現実的と考える。衆法提出者の見解を伺いたい。

古屋範子君（公明）

- ・同一労働同一賃金の仕組みを作ることは重要と考えるが、労働者派遣法改正案においてどのような対応をしているのか伺いたい。
- ・同一労働同一賃金は労働市場の流動化と関係なく実現できるか、衆法提出者の見解を伺いたい。
- ・キャリアコンサルタントの積極的な育成、配置、質と専門性の向上のために、厚生労働省はどのような取組をしているのか伺いたい。

牧 義 夫君（維新）

- ・今回の労働者派遣法改正案により、派遣期間の上限に達する有期雇用派遣労働者に対する雇用安定措置が義務化されるが、それぞれの措置が具体的にどのようなイメージで行われるのか。
- ・特定労働者派遣事業者の中には優良な事業者もあるが、許可制への移行により廃業となる可能性がある。こうした事業者には雇用される派遣労働者をどのように救済していくのか。
- ・平成 24 年の労働者派遣法改正により、いわゆるマージン率の情報公開が義務付けられた。当時の改正趣旨を踏まえ、マージン率は、ハローワークの求人申込書に記入欄を設けるなど広く一般に公開すべきではないか。

井坂信彦君（維新）

- ・6 月 4 日まで日本年金機構がインターネットメールの遮断を行っていなかった事実について、厚生労働省が把握したのはいつであったのか伺いたい。
- ・26 業務に従事する有期雇用の派遣労働者については、派遣労働者本人と派遣先が望めば法改正後も期間制限なく同じ派遣先で派遣労働を継続することができるようにすべきではないか。
- ・有期雇用の派遣労働者が 3 年毎に別の派遣先で派遣労働を続けることは、派遣労働の固定化防止ではないという認識か、厚生労働大臣の見解を伺いたい。